

別添1 (I の第2の3関係)

環境負荷軽減に資する取組

取組事項	取組内容
堆肥の適正還元の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆肥等を合理的と考えられる方法で採材し、成分分析を行うこと。</li> <li>堆肥等の施用に当たっては、経営内の飼料作物作付地の土壌分析を行い、分析結果を利用した施肥設計を行うこと。</li> <li>経営体外に堆肥等を仕向ける場合は、耕種農家等との供給契約を締結すること。</li> </ul>
国産副産物の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国産の農水産品副産物を土壌改良資材（石灰質資材）又は飼料の原料として使用すること。</li> <li>土壌改良資材として副産物（ライムケーキ、ホタテ貝殻等）の使用を選択する場合に、経営内の飼料作物作付地の土壌分析を行った上で分析結果を利用し、施肥に併せて経営内の飼料作物作付地の面積（2作目の面積は含まない。）の2割以上に散布すること。</li> <li>飼料の原料として副産物（不整形野菜、豆腐粕等）の使用を選択する場合に、酪農家1戸当たり年間12トン以上を耕種農家等から直接入手し、飼料に調製して利用すること。</li> </ul>
スラリー等の土中施用	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営内の飼料作物作付地の面積（2作目は含まない。）の2割以上で、スラリー等の土中施用を実施すること。</li> </ul>
サイレージ生産の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の①又は②のうち、1つを実施すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営内の飼料作物作付面積の8割以上に牧草を作付けする場合に、サイレージ化する全ての牧草について、75%以下の水分率を目標に予乾すること。また、サイロ（基本的にバンカーサイロをいう。以下同じ。）を利用する場合は、水分測定を行った上で詰め込むこと。</li> <li>② 経営内の飼料作物作付面積の2割以上にデントコーン・ソルガム等（牧草以外の飼料作物をいう。以下同じ。）を作付けする場合に、サイレージ化する全てのデントコーン・ソルガム等について、地域の栽培基準に基づく適正品種・密度での植栽及びほ場からの収穫残さの除去を行うこと。</li> </ul> </li> <li>発酵過程においては、十分な気密性確保対策（ロールベールサイレージにあっては十分な多層巻き）を実施し、使用した農業用廃プラスチック資材はリサイクル処理すること。</li> <li>サイロを使用する場合は、発生した排汁は排汁槽に貯留するなど適正に管理し、ほ場散布等により適正に処理すること。また、サイロごとにサイレージの飼料分析を行うこと。</li> </ul>

温室効果ガス放出量削減の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営内の飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培又はメタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培を実施すること。</li> <li>・ 経営内の飼料作物作付面積の5割以上で取り組むこと。ただし、永年性飼料作物の不耕起栽培を実施する場合は、簡易更新により播種する面積を2割以上とすること。</li> </ul>
化学肥料利用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の①又は②のうち、1つを実施すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営内の飼料作物作付面積の8割以上に牧草を作付けする場合に、無化学肥料栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は化学肥料を使用することができる。草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料を使用する場合は、飼料作物作付地の面積（2作目の面積は含まない。）の2割以内とすること。</li> <li>② 経営内の飼料作物作付面積の2割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、化学肥料の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。</li> </ul> </li> </ul>
連作防止の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営内の飼料作物作付地の面積（2作目の面積は含まない。）の2割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、取組開始前年（以降、基準年として5年間固定）のデントコーン・ソルガム等の作付面積の2割以上にイネ科牧草等を導入すること。</li> <li>・ 基準年は5年毎に見直すこと。</li> </ul>
放牧の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼料作物作付地において、毎年度、経産牛又は乳用後継牛（牛個体識別台帳に記録されている、その年度の4月1日における満7か月齢から18か月齢までのホルスタイン種、ジャージー種その他乳用種の雌牛をいい、預託されている個を含む。）について1頭当たり90日以上の放牧を実施していること。</li> </ul>
不飽和脂肪酸カルシウムの給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 脂肪酸カルシウムの給与計画を作成すること。</li> <li>・ 脂肪酸カルシウムを主成分とする飼料を経産牛1頭当たり年間10キログラム以上給与すること。</li> </ul>
農薬使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の①又は②のうち、1つを実施すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 経営内の飼料作物作付面積の8割以上に牧草を作付けする場合に、無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は農薬を使用することができる。草地更新以外の理由により、やむを得ず農薬を使用する場合は、飼料作物作付地の面積（2作目の面積は含まない。）の2割以内とすること。</li> <li>② 経営内の飼料作物作付面積の2割以上にデントコーン・ソルガム等を作付けする場合に、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。</li> </ul> </li> </ul>

注1) 都道府県においては、以下の基準を策定し、公表すること。

- ・ デントコーン・ソルガム等の適正な品種・植栽密度を規定する栽培基準
- ・ 化学肥料及び農薬の使用量の慣行基準及び削減の方法

注2) 地域の慣行基準は、基本的に、化学肥料については化学肥料の窒素成分量の合計

について、また、農薬については化学合成農薬の有効成分量について、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、昨期ごとに設定）すること。

注3) 「経営内の飼料作物作付地（又は飼料作物作付面積）」とは、飼料作物作付地の面積（又は飼料作物作付面積）から契約栽培の面積を除いたものである。

注4) 令和3年度に限り、不飽和脂肪酸カルシウムの給与を選択する場合は、令和3年6月30日までに給与計画を作成し、経産牛1頭あたり7.5キログラム以上給与すること。

## 別添2（Iの第2、第4、第6関係）

### 環境負荷軽減型酪農経営支援事業に係る事業実施手順等の詳細

#### 第1 環境負荷軽減に資する取組に係る書類等の保存

事業参加者は、別添1に規定する環境負荷軽減の取組を実践した内容について、次のいずれかの書類等のうち、それぞれの取組の確認に最も適当な1つ又は複数のものにより明確にし、保存するものとする。

なお、環境負荷軽減の取組のうち、飼料作物の作付面積を確認する必要があるものは、第5の1に掲げる書類により要件を満たすことが確認できる範囲内でのみ行うこととする。その際、土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、第5の1に掲げる書類等での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとする。

- 1 作業日誌
- 2 購入・販売伝票
- 3 ポジティブリスト制度に対応して一般社団法人中央酪農会議が農家の取組を推進している「生乳生産管理チェックシート」及びそれに準ずる取組記録資料
- 4 土壤・堆肥分析結果、施肥設計書
- 5 耕種農家との堆肥の供給契約書
- 6 放牧野帳
- 7 写真
- 8 その他取組を実施したことを証する書類

#### 第2 経産牛飼養頭数及び乳用後継牛飼養頭数

別紙10のIの第2の1(1)に規定する経産牛飼養頭数及び別添1に規定する乳用後継牛飼養頭数については、地方農政局長から牛個体識別全国データベース（以下「データベース」という。）の利用請求を受けた独立行政法人家畜改良センターが、データベースから事業実施年度の4月1日の該当情報を抽出した時点の記録頭数に基づき算出するものとする。

ただし、預託牛のうちデータベースでの確認が困難な場合は、契約書等に基づき算出するものとする。

#### 第3 飼料作物作付地等

- 1 別紙10のIの第2の1(1)及び(2)の基準面積の算定に当たっては、飼料作物作付面積の合計値の10アール未満を切り捨てるものとする。
- 2 別紙10のIの第3の本体交付金交付対象面積については0.1ヘクタール（10アール）単位とし、0.1ヘクタール（10アール）未満を切り捨てるものとする。  
ただし、別紙10のIの第2の2(5)に水田活用の直接支払交付金の交付対象となっている農地が存在する場合は、飼料作物作付面積からその面積をあらかじめ除いたうえで、0.1ヘクタール（10アール）未満を切り捨てるものとする。
- 3 別紙10のIの第2の2(1)の自らが所有する農地又は採草放牧地は、事業参

加申込者（別紙 10 の I の第 6 の 1 (1) の「事業参加申込者」をいう。以下同じ。）又はその家族等が所有する農地又は採草放牧地をいう。

4 別紙 10 の I の第 2 の 2 (2) の利用権が設定された農地又は採草放牧地とは、事業参加申込者又はその家族等が他から借り入れた農地又は採草放牧地のうち、次のいずれかの条件を満たすものをいう。

(1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条に基づく農業委員会等の許可を受けた借り入れ農用地

(2) 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）によって利用権が設定された借り入れ農用地

(3) 河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと事業参加申込者又はその家族等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明していること。

5 別紙 10 の I の第 2 の 2 (4) の委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地とは、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作付地をいう。

(1) 受託者が基幹的な作業の全てを受託し、受託者自ら作業を行うこと

(2) 受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるものをいう。）を委託者から買い取り、又は委託者から販売を受託して第三者に對し販売すること

(3) 委託者が、受託者への販売による収入又は受託者に販売を委託して得た収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする

6 別紙 10 の I の第 2 の 2 (5) の耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地とは、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、酪農経営者等が飼料の生産の一部又は全部を農地の所有者又は借受者である耕種農家等若しくは耕種農家等から農地の利用を委託されたコントラクター等へ委託した飼料作付地をいう。

(1) 耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること。

(2) 酪農経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う役務若しくは生産された飼料作物に対する対価を支払うこと。ただし、支払については、現物と相殺できるものとする。

#### 第 4 牛個体識別情報の変更

事業参加者は、別紙 10 の I の第 2 の 8 の酪農経営者等の情報に変更が生じた時は、速やかに都道府県協議会等を通じて地方農政局長に連絡すること。

#### 第 5 飼料作物作付面積の確認

1 事業参加申込者は、別紙 10 の I の第 6 の 1 (1) の事業参加申込書に記載する飼料作物作付面積を、原則として、次のいずれかの公的機関等の書類により明確にし、保存するものとする。

なお、土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、これらの書類での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとする。

(1) 当該農地の取得または借入に係る農用地利用集積計画書（農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により公告されたもの）

(2) 農地法第 3 条の許可書

(3) 土地登記簿

(4) 土地課税台帳

(5) 農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類

2 事業参加申込者は、飼料作物作付面積に別紙 10 の I の第 2 の 2 (5) の農地又は採草放牧地の面積が含まれる場合は、別紙 10 の I の第 6 の 1 (1) の事業参加申込書に、耕種農家等との間で飼料作物作付けに係る契約を締結したことがわかる書類を添付するものとする。

3 都道府県協議会等は、事業参加申込者が事業参加申込書に正しく飼料作物作付地の面積及び飼料作物作付面積を記入しているか、1に掲げる書類により確認するものとする。

なお、書類での確認が出来ない飼料作物作付地の面積等については、申告された面積が、実測等の手段により明確とされているかを可能な限り確認するものとする。

## 第 6 農業環境規範の実践

事業参加者は、農業環境規範を実践する場合にあっては、別紙 10 の I の第 6 の 3

(1) に規定する現地確認等の時までに、別紙 10 の I の第 2 の 4 の農業環境規範における点検チェックシートに基づく記録を行うものとする。

## 第 7 現地確認等の方法

1 別紙 10 の I の第 6 の 3 (1) の別添 2 に定める方法は、以下のとおりとする。

(1) 都道府県協議会等は、第 5 により面積が確認されている飼料作物作付地について飼料作物が作付けされているかを確認するとともに、別紙 10 の I の第 2 の 1 (1) 及び (2) に定める基準面積に係る要件を満たしているかを確認するものとする。

また、第 5 により、面積が明確でない飼料作物作付地については、面積が明確であるかを確認するものとする。

(2) 都道府県協議会等は、家畜排せつ物の管理状況について、事業参加者から、指導等の有無及び指導等に対する改善の有無について確認するものとする。

(3) 都道府県協議会等は、農業環境規範の実践について、現地確認等の時に事業参加者が第 6 により点検チェックシートに基づき記録していること、又は G A P 取得チャレンジシステムと同等以上の取組を行っていることを確認するものとす

る。

(4) 都道府県協議会等は、環境負荷軽減の取組について、事業参加者が別紙10のIの第6の1(1)に規定する環境負荷軽減型酪農実践計画に基づき実践しているか、又は実践することが確実であるかを現地確認及び第1に掲げる書類による確認を行うものとする。

なお、飼料作物の作付面積を確認する必要がある環境負荷軽減の取組にあっては、第5の1に掲げる書類により要件を満たしているか確認し、書類等での確認が出来ない場合は、実測等の手段により面積が明確となっているかを確認するものとする。

(5) 都道府県協議会等は、「有機飼料の日本農林規格」又は「有機畜産物の日本農林規格」の認証機関が証する書類により、有機飼料生産の取組を実施している場を明確にし、これらの書類を保存することとする。

## 第8 交付金の計算方法

### 1 本体交付金

(1) 本体交付金の額は、本体交付金交付対象面積に別紙10のIの第3の2に掲げるそれぞれの面積区分の交付金単価を乗じて計算した金額の合計額とする。

(2) 単価を乗じる面積は、0.1ヘクタール(10アール)未満を切り捨てたものを用いることとする。

(3) 各面積区分の合計に当たり、それぞれの区分ごとに計算し、1円未満は切り捨てるものとする。

(4) 酪農経営者組織については、別紙10のIの第3の2の規定にかかわらず、交付金単価は以下のとおりとする。

ア 本体交付金交付対象面積のうち200ヘクタールに構成員人数を乗じた面積以下の部分に対しては、1.0ヘクタール当たり15,000円以内

イ 本体交付金交付対象面積のうち200ヘクタールに構成員人数を乗じた面積を超える400ヘクタールに構成員人数を乗じた面積以下の部分に対しては、1.1ヘクタール当たり15,000円以内

ウ 本体交付金交付対象面積のうち400ヘクタールに構成員人数を乗じた面積を超える部分に対しては、1.2ヘクタール当たり15,000円以内

### 2 追加交付金

(1) 別紙10のIの第5の1に掲げる追加交付金の交付対象面積は0.1ヘクタール(10アール)未満を切り捨てるものとする。